

商工貯蓄共済

加入のご案内

低廉な掛金で
大きな保障

貯蓄

貯蓄積立金

保障

生命保障

融資

兵庫県商工会連合会

商工貯蓄共済 ご加入のおすすめ

商工貯蓄共済制度は、商工会員の相互扶助と組織的な福利厚生事業として

貯蓄積立、生命保障、融資の三つの特色を組み合わせた制度です。

この制度に加入すれば、毎月の掛金からその一部が自動的に集団生命保険に契約され、大部分が貯蓄積立になり、
また加入後1年たてば融資の申し込みもできます。

貯蓄積立金

生命保障

融資

商工貯蓄共済に加入するには

商工会の窓口でお取り扱いいたします

加入できる人 商工会の会員とその家族、および従業員であれば、だれでも加入できます。

加入期間 10年(120回の掛金)または5年(60回の掛金)で満期となります。

掛金 毎月1口2,000円と2,500円です。

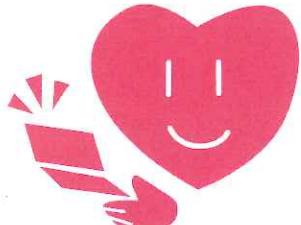
加入限度 保険の被保険者1人につき30口までですが、加入者には制限はありません。

ただし、被保険者が申込日現在満15歳未満の場合、加入できる通算保険金額は1,000万円以内となります。

貯蓄積立金

毎月の掛金から毎年生命保険料と経費を納入し、残りの大部分が貯蓄積立金となりますから、知らず知らずのうちに資本の貯蓄ができます。

- 貯蓄積立金は、金融機関の定期預金、および公共債で運用します。また、定期預金、公共債で運用の貯蓄積立金の利息は複利計算されます。ただし、1年末満の端数月には利息はつきません。
- 満期時には、10年間(6型は5年間)の貯蓄積立金元利合計に、保険の加入者配当金を加算して支払われます。
- 中途で解約される場合は、それまでの貯蓄積立金の元利合計をお返しします。



ご契約のお申し込みに際しての大切な事柄

商工貯蓄共済の積立部分について、預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の財産の状況に応じて積立金が削除される場合があります。

生命保障

委託生命保険会社はジブルルタ生命保険株式会社です。保険料は集団扱いにより、低廉な保険料で大きな保障が得られます。

この保険は、死亡保障および約款に定める高度障害給付のみで、保険料は掛け捨てタイプとなっており、満期保険金はありません。

保険金額と加入限度



種類	掛金月額	加入期間	保険料	保障限度
M型	2,000円	10年	30口	6~46歳 1口 100万円
				47~54歳 1口 50万円
				55~65歳 1口 25万円
I型	2,500円	10年	30口	6~46歳 1口 200万円
				47~54歳 1口 100万円
				55~65歳 1口 50万円
5型	2,000円	10年	30口	6~38歳 1口 100万円
				39~48歳 1口 50万円
				49~58歳 1口 25万円
				59~65歳 1口 10万円
6型	2,000円	5年	30口	6~34歳 1口 30万円
				35~70歳 1口 25万円

※被保険者1人につき30口まで加入できます。ただし、15歳未満の場合は1,000万円以内となります。

保険の診査

被保険者の年齢と保険金の関係で、告知書扱（右表）だけでは加入できない場合、人間ドック、健康診断、検査医の中からの選択となります。

- 新契約加入に際し、ジブルルタ生命保険㈱で既加入契約があった場合は加入後1年内の全契約（貯蓄共済に限らない）の保険金額を通算します。ただし、告知書扱で成立した契約に限っては、加入後5年内の告知書扱契約も通算します。
- 健康状態等により、保険会社の定める条件を付す場合があります。
- 加入申込の告知事項が事実と相違しますと、保険加入の拒否や保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

被契約者の契約年齢	告知書扱
6~14歳	~1,000万円
15~39歳	~3,000万円
40~70歳	~1,200万円

契約期間

M型・I型・5型は10年満期で保険料は10年間変わりません。6型は5年満期で保険料は5年間変わりません。

契約の発効および失効

発効 掛金の中から生命保険料がジブルルタ生命保険㈱に納付され、申し込みが承諾されたとき発効します。保障は、初回掛金を商工会に支払った日（申込日（告知日））から開始されます。しかし、告知書扱いだけでは加入できない場合は、それぞれ保険の診査が完了して承諾されたときになります。契約が締結されると保険証券が加入者に送付されます。

※保険契約日は、原則として加入申し込みの翌月1日となります。

失効 掛金が6ヶ月以上中断した場合は共済契約が失効になることがあります。失効した場合でも立て替えた保険料は納付していただくことになります。

生命保険の配当金

配当金は、実績に応じて毎年変動します。実績によっては、配当金がない場合もあります。配当金は、所定の利息を付けて据え置き、満期・解約・死亡時にお支払いします。

保険料・経費の税務上の取り扱い

法人企業または個人事業主が
掛金を支払う場合

- 掛金のうち保険料と経費充当額は、福利厚生費および雑費として損金（必要経費）算入ができます。ただし、保険金受取人が被保険者の親族の場合には、保険料相当額が給与とみなされることがあります。（法人税法基本通達9-3-5）
- 個人事業主分の保険料は、確定申告の際に生命保険料として所得から控除できます。

融資

貯蓄共済に加入して掛金を1年以上正常に払い込みされると、指定金融機関を通じて低利の融資を受けることができます。ただし、審査結果によっては融資を受けられないこともあります。掛け金の延滞がある方はご利用いただけません。

資金使途 事業資金(運転資金・設備資金)および生活資金

融資限度額

融資額300万円以下

共済1口当たりの限度額

共済加入後 1年以上3年未満 20万円
共済加入後 3年以上 50万円

融資額300万円超

①融資額が500万円以下の場合

..... 積立金の5倍以内で保証純債務額(融資額-積立金)が300万円以下

②融資額が500万円超1,000万円以下の場合

..... 積立金の5倍以内で保証純債務額(融資額-積立金)が400万円以下

③1,000万円超

..... 積立金が1,000万円を超えるときは積立金の範囲内とする

融資期間 運転資金・生活資金 5年以内
設備資金 7年以内

融資利率 金融機関と協議の上決定します。

連帯保証人

- 家族、同一事業所の役員ならびに従業員以外の保証能力のある者で原則として兵庫県に在住の者。ただし、同居家族であっても債務者と異なる事業を営む者、あるいは異なる事業所に勤務する者は1名限りを連帯保証人として認める。
- 原則として商工貯蓄共済に加入している商工会員
- 保証純債務額(融資額-積立金)
 - 200万円超 原則として2名以上(法人の場合は代表者を1名追加する)
 - 200万円以下 1名以上(法人の場合は代表者を1名追加する)
 - 積立金の範囲内 無保証人(共済満期の場合は繰上返済)

仮払い制度をご利用ください

商工貯蓄共済積立金仮払い制度を開始しました。

ご契約ごとの積立金から年間保険料と事務手数料を差し引いた額をお支払いします。解約ではありませんので、仮払金を返金する必要もなく、更新時には保険診査も不要です。ぜひご利用ください。

お問い合わせは最寄りの商工会へどうぞ。

※商工貯蓄共済あっせん制度を利用されている方、掛け金の延滞がある方はご利用いただけません。

お問い合わせ・お申し込みは

取扱団体

兵庫県商工会連合会

神戸市中央区花隈町6-19 TEL 078-371-1261㈹ FAX 078-341-4452